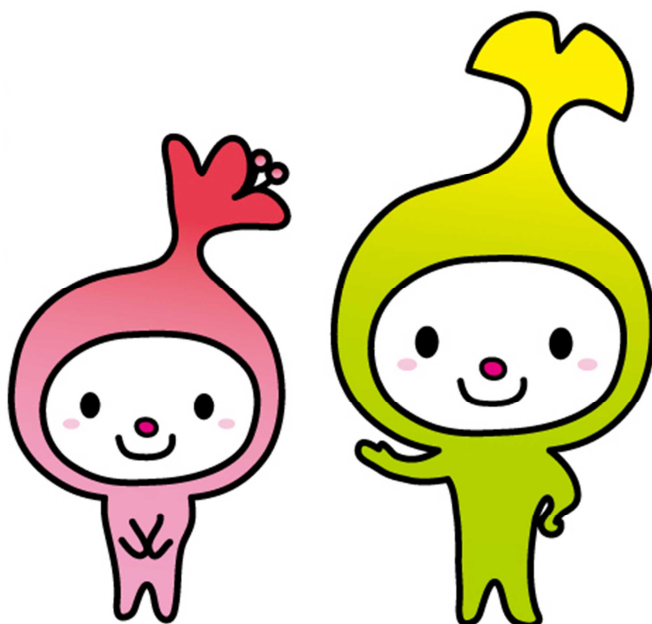


令和3年度 和光市の特別支援教育

和光市の特別支援教育推進に関する計画



和光市キャラクター
「さつきちゃん」

和光市イメージキャラクター
「わこうっち」

令和3年6月

(2021年6月)

和光市教育委員会

はじめに

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服していくために、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

国においては、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」の報告が出され、「共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築には特別支援教育を着実に進めていく必要がある」との方向性が示されました。

障害者権利条約には、「インクルーシブ教育システムが、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み」であることが示されています。多様な人材を生かすことのできる共生社会において、インクルーシブ教育はその根幹を支えるものです。インクルーシブ教育充実のためには、①障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、②生活する地域において教育の機会が与えられること、③個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要であると示されています。

埼玉県特別支援教育については、特別支援学校のセンター的機能を活用し、障害のあるなしに関わらず共に学ぶために「支援籍学習」の取組が進められてきました。また、発達障害を含め障害のある子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえ、全ての学校において適切な指導と支援が図られるよう、通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の連携を図り、連続性のある「多様な学びの場」が提供されるよう、教育環境の整備の充実が図られてきました。

本市においても、障害のある子供の学びの場については、国や県の動向を踏まえながら、障害者の権利に関する条約に基づく「インクルーシブ教育システム」の理念の実現に向け、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、切れ目のない支援体制の構築に取り組んできました。現在、市内幼・保・小・中学校においては、発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児児童生徒数は増加傾向にあるとともに、障害が重度・重複化、多様化する傾向にあります。特に小中学校の通常の学級において、発達障害のある児童生徒への指導・支援の充実が課題となっており、教員の専門性の向上が求められています。また、本市ではこれまでの特別支援教育を推進するために、特別支援教育に関する校内指導員の設置、特別支援教育コーディネーターの指名などの体制整備などに取り組んできましたが、

個別の指導計画の作成・活用や、幼・保・小・中学校の本人の成長を含めた指導・支援などが引き継がれ、よりよい支援が行われるよう連携を図ることも課題となっています。これらの課題に適切に対応するために、令和2年度に和光市教育支援センターを条例に基づく設置として、市の機関として運営することとなりました。幼・保からの就学相談から小学校、小学校から中学校へつなぐ切れ目のない支援について、今後、より一層の充実が図られるものと捉えています。本計画は、これらのことを踏まえ、本市における今後の特別支援教育の推進と施策について、その方向性を明らかにするものです。

令和3年6月1日
和光市教育委員会

目次

はじめに	・・・・・・・・・・	1
一 1 和光市における特別支援教育に関する現状と課題		
(1) 児童生徒数の推移（現在からさかのぼる過去5年間）	・・・・・・・・	4
(2) 通常の学級における現状と課題	・・・・・・・・	6
(3) 特別支援学級における現状と課題	・・・・・・・・	7
(4) 通級による指導における現状と課題	・・・・・・・・	8
(5) 人材育成における現状と課題	・・・・・・・・	9
一 2 特別支援教育に関する今後の取組		
(1) 児童生徒数の推計（現在から見通す今後の5年間）	・・・・	8
(2) 今後の取組の方向性	・・・・・・・・	11
(3) 通常の学級における取組	・・・・・・・・	13
(4) 特別支援学級における取組	・・・・・・・・	15
(5) 通級による指導における取組	・・・・・・・・	15
(6) 人材育成における取組	・・・・・・・・	16
一 3 資料		
和光市小・中学校特別支援学級・通級指導教室設置校一覧	・・・・・・・・	18
おわりに	・・・・・・・・	19

(1) 児童生徒数の推移（過去5年間）

和光市内全体の小学校の児童数は、4,500人前後で年々増加傾向にあり、中学校の生徒数は1,700人前後と横這いの状況にあります。

特別支援学級の在籍児童生徒数は、特別支援教育の理解浸透により、特別支援学級、通級による指導を受ける児童生徒が増加しています。

令和2年度現在では、特別支援学級に在籍する児童生徒数は約100人になり、平成28年度から5年間で35人増加しました。

通級による指導について、発達障害・情緒障害通級指導教室に通う児童生徒は、小学校・中学校ともに増加傾向にあります。また、本市に設置されていない難聴・言語障害通級指導教室では、より専門的な知識・指導が必要なため、他市の通級指導教室へ通っています。

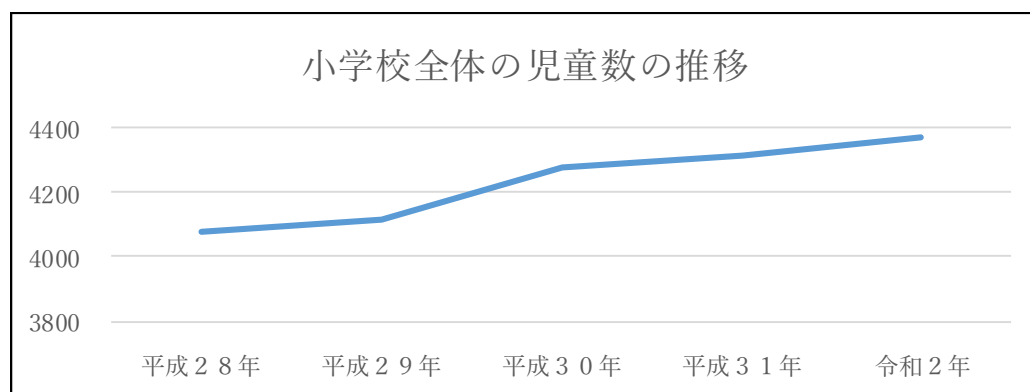
和光市の特別支援教育を充実させるためには、全教職員のさらなる特別支援教育の理解、特別支援学級担任や「通級による指導」の担当教員の人材確保、そして専門性の一層の向上を図ることが課題となっています。

また、インクルーシブ教育システムを構築するために、支援籍学習を活用し、特別支援学校と連携を図り、地域の有用な教育資源として活用していくことが求められます。

【過去5年間の推移】

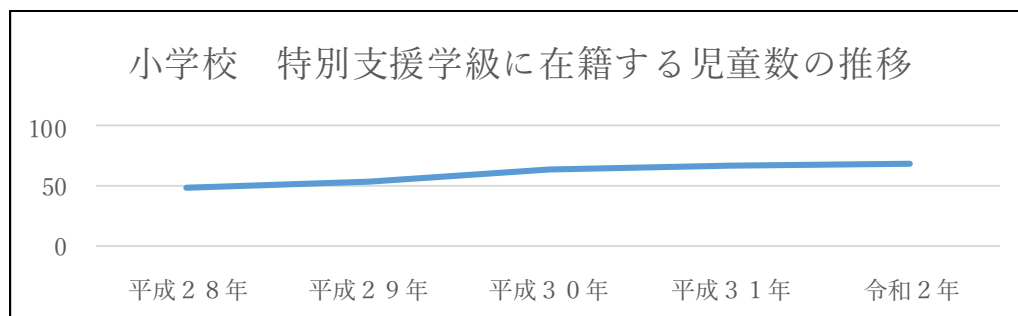
① 小学校 全体の児童数

年度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
児童数	4078	4112	4275	4311	4370



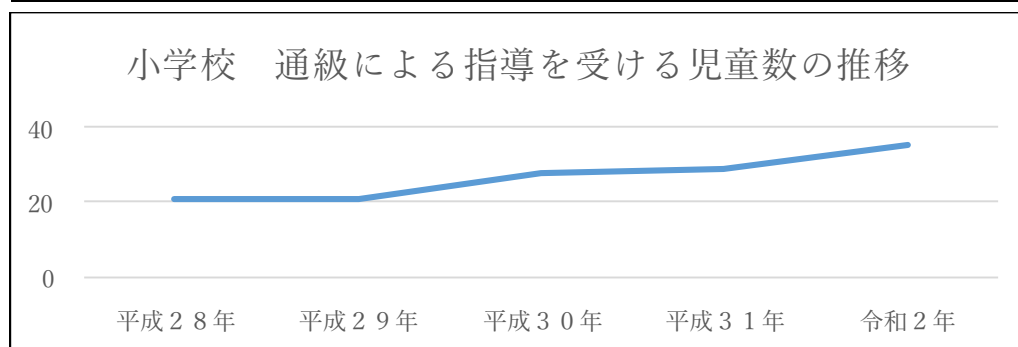
② 小学校 特別支援学級に在籍する児童数

年度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
児童数	48	53	63	67	69



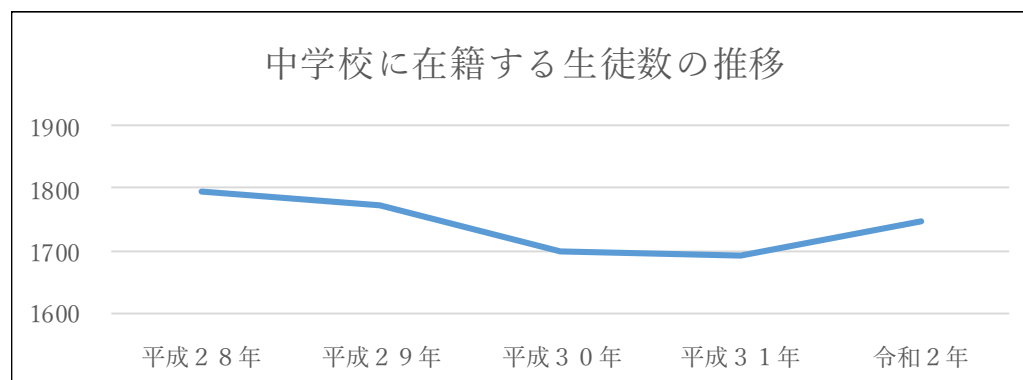
③ 小学校 通級による指導を受ける児童数

年度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
児童数	21	21	28	29	35



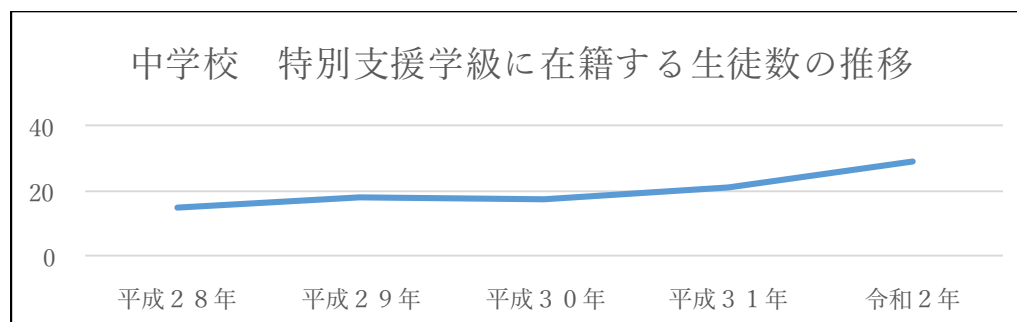
④ 中学校 全体の生徒数

年度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
生徒数	1794	1772	1698	1693	1746



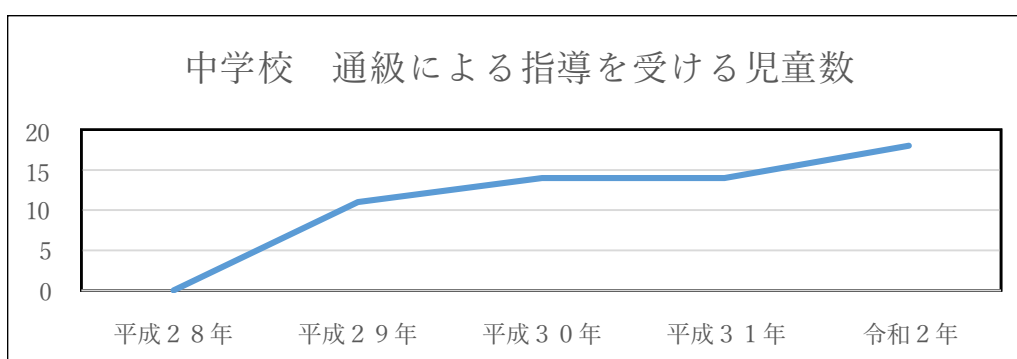
⑤ 中学校 特別支援学級に在籍する生徒数

年度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
生徒数	15	18	17	21	29



⑥ 中学校 通級による指導を受ける児童数

年度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
生徒数	未設置	11	14	14	18



(2) 通常の学級における現状と課題

平成24年の文部科学省調査によると、小・中学校の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が6.5%程度であると報告されました。

平成25年には、埼玉県で「通常の学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒の割合」の調査が行われ、10.7%の児童生徒が特別な配慮を必要としているという調査結果が報告されました。

和光市において、通常の学級に在籍する児童生徒数は、約6,200人（令和3年5月1日現在）になります。このことから、和光市における特別な配慮を必要と

する児童生徒数は、県の平成25年度の調査の割合から考えると、小学校約450名、中学校約180名程度在籍していると推測することができます。こうした状況を踏まえ、小・中学校の通常の学級における取組の充実が、重要な課題となっています。

小・中学校の全ての児童生徒に対し、一人一人の教育的ニーズに応じた、きめ細かな教育を実現するために、各小中学校に対して、特別な配慮を要する全ての児童生徒へは、個別の指導計画のほか個別の教育支援計画の作成を働きかけているところです。特に、実際に児童生徒と関わる教員の指導力の向上は喫緊の課題となっています。どの児童生徒にもわかりやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の実践や児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、見通しをもった支援を継続して行うこと、児童生徒がお互いに認め合える学級集団づくり、所属する学級に居場所があり、他者と協働して豊かな人間関係を形成しようとする特別活動の充実も求められています。

(3) 特別支援学級における現状と課題

近年は、特別支援学級の児童生徒数の増加が特に顕著で、令和2年度には前年度から2人増加し、69人になりました。今後も、当分の間、特別支援学級に在籍する児童生徒の増加が見込まれます。

以上のようなニーズを踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の人的・物的環境の整備・充実を更に進めていく必要があります。

このような状況を踏まえて、和光市では特別支援学級の整備を進め、令和2年度までに小学校の特別支援学級を17学級、中学校の特別支援学級を9学級設置しました。令和2年度には、北原小学校へ知的障害学級、下新倉小学校へ弱視学級、第二中学校へ難聴学級を新設しました。特別支援学級は、各学校における特別支援教育の推進拠点としての役割も果たしています。

中学校特別支援学級に在籍する生徒の進路状況は、令和元年度卒業生は、特別支援学校高等部・分校、高等学校普通科へ進学しています。

実際の児童生徒の指導においては、現在、特別支援学級を担当する教員の臨時的任用教員の割合が高いことや、経験3年未満の教員が約4割（臨時的任用教員を含む）という状況もあります。

専門性の高い人材を育成するために、特別支援学校教諭免許状の取得促進や研修内容の充実などを行っています。

和光市では、教員対象の研修として、特別支援学級担任が参加する研究協議会を定期的に開催し、特別支援教育コーディネーター研修会を年に3回実施しています。

(4) 通級による指導における現状と課題

通級による指導は、障害受容の観点からもそのニーズが高く、通級による指導を必要とする児童生徒数の発現率から鑑みても、その数は今後も増加することが見込まれています。

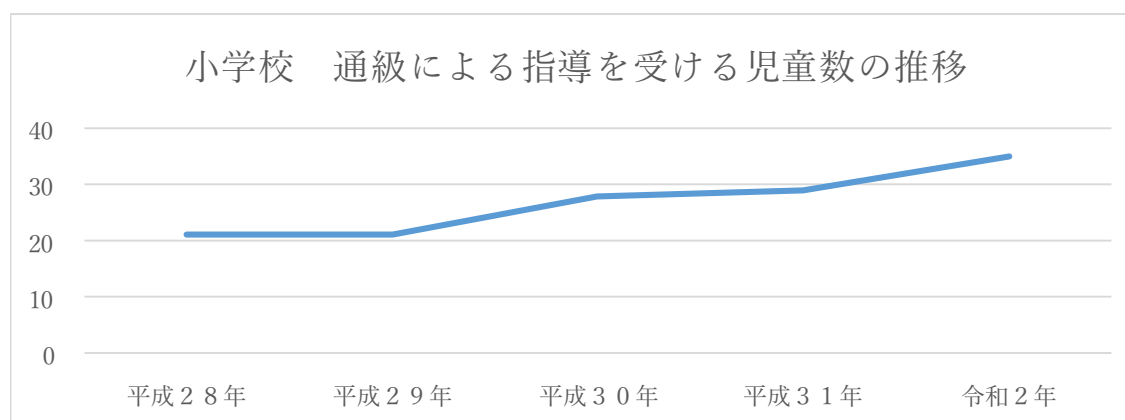
和光市においても、通級による指導への期待は年々高まっており、児童生徒数は年々増加しています。

現在、和光市には情緒障害通級指導教室を、小学校に2教室と中学校に1教室設置しています。難聴・言語障害通級指導希望者は、令和2年度には小学生に4名いましたが、朝霞市と新座市の通級指導教室「ことばときこえの教室」にそれぞれ通っています。

通級による指導を受ける児童生徒数は、以下の表の通りです。この他、通級による指導を希望する児童生徒も年々増加しており、和光市内の通級指導教室の新・増設についても、検討していく必要があります。

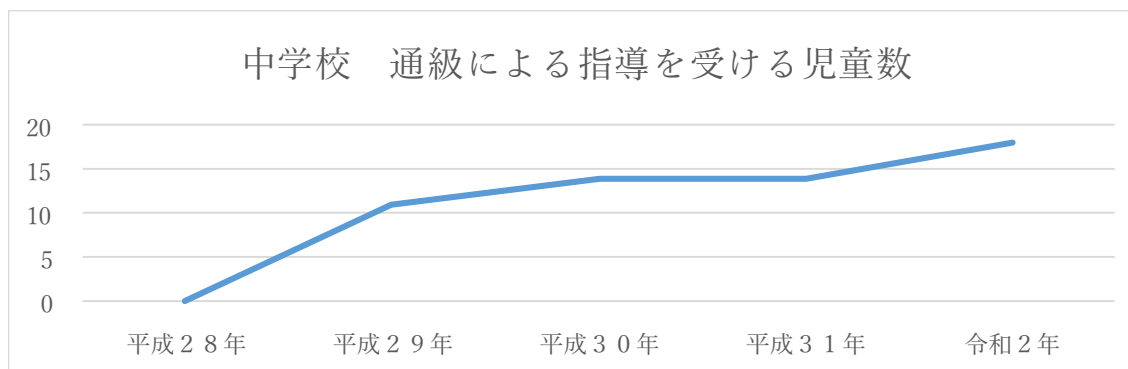
小学校 通級による指導を受ける児童数

年度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
児童数	21	21	28	29	35



中学校 通級による指導を受ける児童数

年度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
生徒数	未設置	11	14	14	18



障害のある児童生徒が必要な支援を受けられるよう、埼玉県教育委員会が策定した「通級による指導の教員配置要項」に基づき、適正な通級指導教室の設置を進めると共に、指導体制の工夫等についても検討しています。

また、実際の教室運営や入退者の手続きについては、平成26年に和光市通級指導教室要綱を作成し、各学校へ周知しているところです。

現在は、各教室において、経験豊富な教員が担当しておりますが、専門性がより求められる通級指導教室の教員の人材育成にあたっては、今後の指導者育成を図るために、OJTや研修の機会の充実を課題として挙げております。

また、他校通級や市外通級など、児童生徒のニーズに応じて指導や支援を工夫し、指導の充実に努めているところです。

(5) 人材育成における現状と課題

和光市における特別支援教育担当教員の現状として、特別支援学級担任は28人（うち、臨時的任用教員11人）、通級による指導の担当教員は3人です。また、特別支援教育コーディネーターは、各校1名が指名されています。

各学校においては、校長のリーダーシップのもと校内支援体制を構築し、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会の開催や障害理解を深めるための校内研修会等を実施しています。

教員の専門性の向上に向けて、特別支援教育や障害者の理解・啓発のための研修、管理職研修、年次研修、各校要請による特別支援教育に係る専門研修や総合教育センターでの専門研修など、各研修を活用しながら特別支援教育の推進に取り組んでいます。また、特別支援学級担当の教員へは、専門性の向上を目的として、埼玉県教育委員会免許法認定講習による特別支援学校教諭2種免許状取得講習の受講・免許取得を進めてまいります。

和光市では、個別の支援が必要な児童生徒の生活上の支援を行うために、令和2年度は28人の学校生活支援員を配置しています。生活支援員を活用しながら、児童生徒の教育上必要な支援をすると共に、今後、生活支援員の研修も行っていく予定です。

発達障害をはじめ障害のある子供たちへの支援は、行政分野を超えた切れ目のない連携が不可欠であり、一層の推進が求められています。

特に、教育と福祉の連携については、学校、放課後デイサービス、学童、支援センターなどの各所との相互理解の促進や保護者も含めた情報共有を図ることが必要です。

和光市においては、令和2年度に教育支援センターを条例による設置としたことにより、機関としての運営となります。教育と福祉がより一層連携を行うことで、教職員の専門性の向上をはじめ、家庭の教育力の向上を目指します。

2 特別支援教育に関する今後の取組

(1) 児童生徒の推計（現在から見通す今後5年間）

和光市では、若い世帯の増加に伴い、今後5年間、児童生徒数が増加傾向になると予測されます。

(表①小学校全体の児童数 表④中学校全体の生徒数)

小中学校の特別支援学級においては、発達障害への理解が進んだことや特別支援教育の推進によって、今後も増加することが予想されます。それに伴い、特別支援学級の増設・設置等の検討も必要になります。

(表②小学校特別支援学級に在籍する児童数 表⑤中学校に在籍する生徒数)

また、小中学校の通級指導教室については、現在、市内には発達障害・情緒障害通級指導教室を設置していますが、特に小学校の通級指導教室は、平成28年度は21人の入級児童数が、令和3年度は33人にまで増加し、指導のニーズが高まっていることが捉えられます。

(表③小学校通級による指導を受ける児童数 表⑥中学校通級による指導を受ける生徒数)

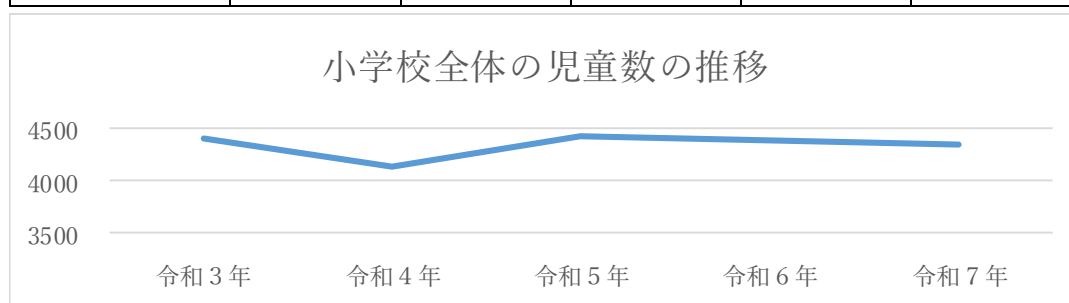
和光市の特別支援教育を充実させるためには、特別支援学級や「通級による指導」の担当教員等の人材確保、そして専門性の向上を図ることが重要な課題です。

インクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援教育の充実を図る上で、特別支援学校の専門性を、地域の有用な教育資源として活用していくことが求められます。

【今後5年間の推移】

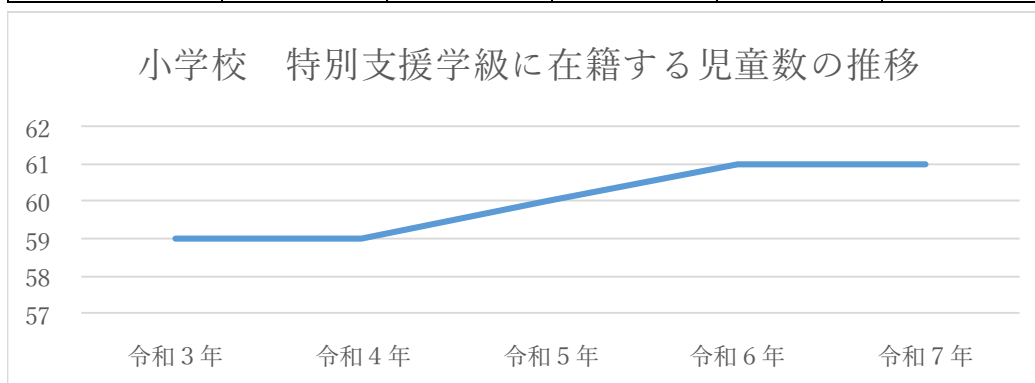
① 小学校 全体の児童数

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
児童数	4410	4136	4421	4379	4358



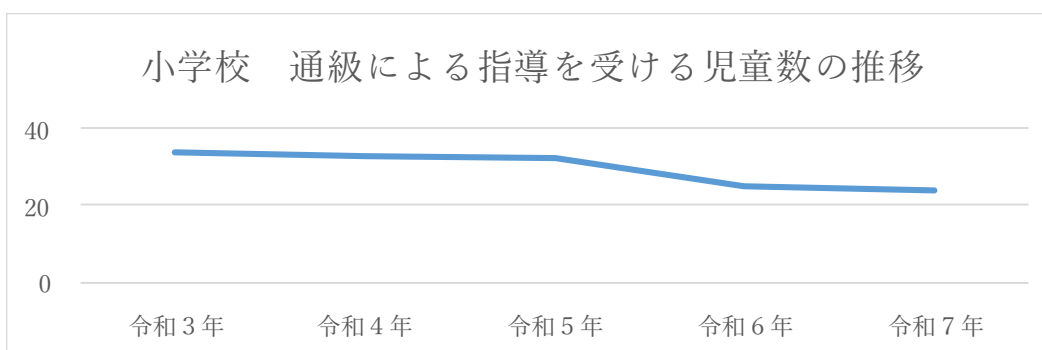
② 小学校 特別支援学級に在籍する児童数

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
児童数	73	74	75	76	76



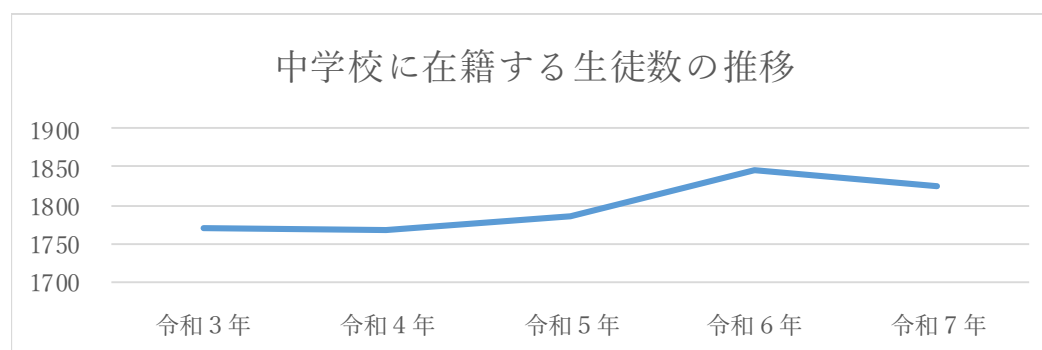
③ 小学校 通級による指導を受ける児童数

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
児童数	34	33	32	25	24



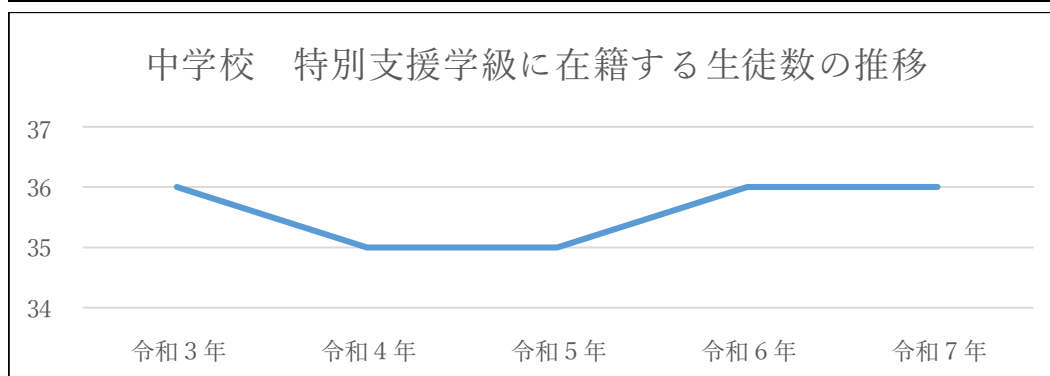
④ 中学校 全体の生徒数

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
生徒数	1758	1846	1845	1933	1936



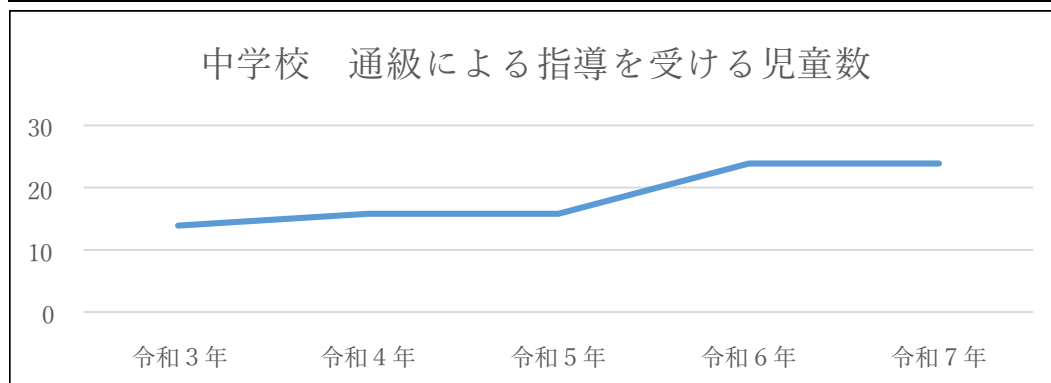
⑤ 中学校 特別支援学級に在籍する生徒数

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
生徒数	36	35	35	36	36



⑥ 中学校 通級による指導を受ける児童数

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
生徒数	14	16	16	24	24



(2) 今後の取組の方向性

1 特別支援教育を更に充実させるために

【特別支援学級の設置の促進】

児童生徒数や現在の状況と将来推計などを踏まえ、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を円滑に受け入れられるように、各校に特別支援学級の設置を進め、多様な学びの場を充実させます。

【一人ひとりを大切にする教育の推進】

中長期的な視点から、一人ひとりの障害の特性や教育的ニーズを踏まえて、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、きめ細やかで継続的な指導を促進していきます。また、就学相談・就学支援委員会では、教育的ニーズに最も的確に応えることができる学びの場について多面的に検討し、適切な相談・支援を行うとともに、就学後のフォローアップに努めます。

【和光市教育支援センターの充実・活用】

特別支援教育を必要とする児童生徒に対する具体的な支援方法や指導体制に対する専門的なアドバイスを提供する機会として、教育支援センターによる巡回相談を行い、各学校からの要請に応じて支援が必要な児童生徒への指導方法等、助言を行います。

また、相談の窓口として学校の相談室と連携し、各学校の教育相談員への助言やより専門的な面談をする場としてセンター長・教育相談専門員を配置し、児童生徒や保護者への相談を行います。

(3) 通常の学級における取組

特別な配慮を要する児童生徒への適切な指導をするための取組として、教職員全員が児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、一丸となって子ども達の学びを支えるために、管理職がリーダーシップを発揮して校内委員会を充実させることが大切です。和光市では、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、校内支援委員会の充実を把握するために、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成、サポート手帳の活用、共有の推進を働きかけています。

また、教職員の指導力向上のために、市の教育研究会や教職員研修等において、発達障害への理解を深めて適切な支援方法を習得するとともに、学校間の連携を推進しています。

さらに、県教育委員会が開催する法定認定講習や特別支援教育に関する研修会などへの積極的な参加、特別支援教育推進専門員の活用を、各学校へ周知していきます。

併せて、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ機会の拡大を図り、障害者への差別や偏見を取り除くと共に、障害のある児童生徒に「社会で自立できる力」を育むことを目的とした支援籍学習を実施していきます。

今後も、障害のある・ないに関わらず、児童生徒が交流及び共同学習を積極的に行えるよう、地域の中で交流する機会をつくり充実していきます。

(4) 特別支援学級における取組

特別支援学級は、障害があるために通常の学級における指導では十分に効果を上げることが困難な児童生徒のために編制される少人数の学級であり、一人ひとりの障害の程度や状態に応じて課題を設定し、学習上または生活上の発達を最大限に伸ばすことが求められます。同じ学年であっても、全員が同じプリントを使って学ぶのではなく、進度の異なる児童生徒には、異なる教材を使用するなど個に応じた指導方法が必要とされています。

特別支援学級に在籍する児童生徒への指導の充実に向けて、以下の項目を指導の重点・努力点として取り組んでいます。

- 知的障害、自閉症・情緒障害特別支援学級、弱視、難聴、それぞれの教育課程の編成と、児童生徒一人ひとりの障害の状態及び特性等に応じた具体的な指導目標及び指導内容・方法を明確にし、きめ細かな指導を行います。
- 教育課程の編成・実施に際し、特別支援学校学習指導要領知的障害の教科や自立活動について研究し、知的障害特別支援学級における生活単元学習などの各教科を合わせた指導の形態や自閉症・情緒障害特別支援学級における自立活動の指導の充実を図ります。
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用し、教育の効果を高める指導の充実に努めています。作成にあたっては、保護者や関係者の意見を十分聞き、共に児童生徒の将来の自立に向け、短期・中期・長期の目標を考えていきます。
- 交流学习、共同学習、及び支援籍学習を通して、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒とが、共に学び、互いに触れ合い、同じ仲間として共生社会を形成する一員であるという意識を育てます。

(5) 通級による指導における取組

和光市における通級による指導（発達障害・情緒障害）を受けている児童生徒数は、今後も増加することが見込まれています。

国の基礎定数化や埼玉県教育委員会が策定した「通級による指導の教育配置要項」を踏まえ、通級による指導を希望する児童生徒数の的確な把握を行います。そのために、通級指導教室での学習が効果的と認められる児童生徒の審議を就学支援委員会での判断として確実に行えるよう、保護者、幼保小・小中、保育サポート課・地域包括ケア課、教育支援センター、医療機関等、関係各所との連携を図り、一貫した支援を行えるようにします。また、学期に1回、通級指導教室の担当教員が児童生徒が所属する学級での様子を観察し、児童生徒のニーズを把握し、通級での個別指導の内容に

反映させ、より効果的な指導にしていきます。また、児童生徒の願いを指導に反映させ、主体的な学びを推進します。

専門性がより問われる通級指導教室の教員の人材育成にあっては、埼玉県教育委員会による研修への積極的な参加を働きかけています。また、市内通級指導教室担当教員による協議会では、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた指導内容が行えるように、指導内容の検討や情報交換等、行っています。

今後も通級による指導を必要とする児童生徒の把握・推移を踏まえつつ、人材の育成も含めた適正な配置を進めるように取り組んでまいります。

(6) 人材育成における取組

和光市における特別支援教育の推進において、人材育成は喫緊の課題です。これからのインクルーシブ教育システムの構築のために、すべての教員は、特別支援教育に関する知識・技能を有していることが求められます。特に、発達障害に関する知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから、必須であります。今後は、以下の取組について、早期の充実を図りインクルーシブ教育システムの構築を目指していきます。

1 階層的研修の実施

ア 管理職、担任等、それぞれの職等に応じた計画的な研修の実施

管理職、特別支援教育コーディネーター、担任、通級による指導の担当等がそれぞれの職等における役割を十分理解し、学校の教育力と特別支援教育に係る専門性を高めるために、それぞれの職等に応じた階層的研修の計画的な実施に取り組みます。

イ 埼玉県総合教育センターが実施する特別支援教育研修への積極的な参加

埼玉県総合教育センターが実施する特別支援教育の研修へ積極的に参加することを働きかけ、専門的知識や基礎的技能の習得に努めます。

ウ 特別支援教育コーディネーターを育成するための研修の実施

特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援教育コーディネーターを対象に、障害理解を深めるための研修や、校内支援体制の整備等についての研修に取り組むとともに、和光市教育支援センターの臨床心理士、公認心理師、顧問の発達心理学専門の大学教授による研修の充実を図っていきます。

エ 特別支援学級等の新任者への研修機会の充実

特別支援学級での指導に初めて携わる教員や若手の教員の専門性の向上のために、埼玉県より派遣される特別支援教育推進専門員を活用し、研修の機会を拡充します。

オ 特別支援学級担当者の研修機会の充実

OJT を活性化させて特別支援学級担当者同士が授業を参観し合い、授業や児童生徒への効果的な指導について意見を交換することで、特別支援学級担当者の更なるスキルアップを目指します。

2 特別支援学校教諭免許状取得の促進

特別支援学級の担任や通級による指導の担任者には特別支援教育に係る専門性が必要となることから、特別支援学校教諭免許状の取得に向けた意識の向上と、令和2年度44.0%だった特別支援学校教諭免許状免許法認定講習の取得率を令和7年度には目標値を60.0%に設定し、受講の促進を図ります。

3 支援籍学習を通じた特別支援学校教員、教育支援センターとの教員交流の推進

すべての学校で、それぞれの教員が有する専門性を発揮して、障害のある子ども等にわかりやすい授業を実施するために、支援籍学習を通して、児童生徒の交流を図りながら、教員同士が交流し、指導法についての意見交換等を行いながら資質の向上を図ります。

また、教育支援センター専門員による巡回相談や発達検査の実施により、教員と心理の専門家である公認心理師が子どもの特性を把握し、一人ひとりの子どもに応じた支援を図ります。

3 資料

和光市小・中学校特別支援学級設置状況

(令和3年5月1日現在)

学 校 名	設置状況	住 所	電 話
白子小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級18 ・特別支援学級2 <li style="margin-left: 20px;">〔 知的障害1 自閉症・情緒障害1 〕 	白子3-2-10	461-2073
新倉小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級19 ・特別支援学級2 <li style="margin-left: 20px;">〔 知的障害1 自閉症・情緒障害1 〕 	新倉2-2-39	461-2108
第三小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級13 ・特別支援学級1 <li style="margin-left: 20px;">(知的障害1) 	中央1-1-4	461-2322
第四小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級14 ・特別支援学級2 <li style="margin-left: 20px;">〔 知的障害1 自閉症・情緒障害1 〕 	諏訪3-20	461-4855
第五小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級21 ・通級指導教室1 <li style="margin-left: 20px;">(発達・情緒) 	南1-5-10	463-3100
広沢小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級15 ・特別支援学級3 <li style="margin-left: 20px;">〔 知的障害1 自閉症・情緒障害2 〕 	広沢1-5	464-1149
北原小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級16 ・特別支援学級1 <li style="margin-left: 20px;">(知的障害1) 	新倉1-5-27	461-3374
本町小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級12 ・特別支援学級1 <li style="margin-left: 20px;">(難聴1) ・通級指導教室1 <li style="margin-left: 20px;">(発達・情緒) 	本町31-17	466-0855
下新倉小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級17 ・特別支援学級4 <li style="margin-left: 20px;">知的障害1 <li style="margin-left: 20px;">〔 自閉症・情緒障害2 弱視1 〕 	下新倉5-21-1	464-0500
大和中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級22 ・特別支援学級2 <li style="margin-left: 20px;">〔 知的障害1 自閉症・情緒障害1 〕 	丸山台2-8-8	461-2143
第二中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級12 ・特別支援学級6 <li style="margin-left: 20px;">〔 知的障害4 自閉症・情緒障害1 難聴1 〕 	広沢1-4	462-1793
第三中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級14 ・通級指導教室1 <li style="margin-left: 20px;">(発達・情緒) 	南2-2-1	461-3306

おわりに

この度の「和光市の特別支援教育」の作成に当たっては、「和光市教育振興基本計画」をもとに、特別支援教育を推進するために、特別支援学級未設置校への特別支援学級設置、通級指導教室の増設等、新たな方策も視野に入れて検討してきました。

本市における特別支援教育を一層推進していくために、誰一人取り残さない教育を目指します。そのために、個別最適な学習が実践できる環境・設備の設置の検討、また本市の子どもたちが自分のよさを生かして活躍できるよう、教員が子どもたちの豊かな発想とよさを見出し生かす優しさを育て、あたたかな学級経営を行うよう、教職員の指導力向上を図ります。また、特別支援学級・通常の学級ともに、ノーマライゼーションの理念に基づき、誰もが生き生きと生活できる教育環境の実現を目指し、取り組んでまいります。

「和光市の特別支援教育」の推進に当たっては、関係各所との連携・協力し、PDCAサイクルを踏まえた計画の進行管理を行うとともに、多様性を生かす社会の実現のために、持続可能な発展を実現する仕組みの構築を図り、一層効果的かつ着実な取組を行います。

この「和光市の特別支援教育」が、多くの方の目にとまり、和光市の特別支援教育の推進と発展に向け、協力し合えることを、心から願います。

今後とも、保護者や地域の方々をはじめ、教育関係団体や教育関係者等の皆様には、ご理解とご支援くださいますよう、お願い申し上げます。

